

北見市立図書館団体利用案内

団体貸出登録

- ・北見市内に活動拠点と活動の実態がある団体をご利用できます。
- ・団体利用申込書にご記入のうえ、登録して下さい。北見市内すべての図書館でご利用できます。
- ・複数の方がご利用される団体は、年度初めに会員名簿を提出してください。
- ・代表や連絡先に変更があった場合は、図書館までご連絡ください。

貸出

- ・貸出冊数は100冊、貸出期間は4週間までご利用できます。
貸出の際、貸出リストに団体名・来館者の氏名・連絡先の電話番号をご記入下さい。
同一テーマの本のすべてもしくは半数以上を借り受けしようとした場合は図書館側で冊数を制限することがあります。
- ・当該年度の課題図書、指定図書は団体貸出をすることができません。
- ・夏・冬・春休みなど長期休みと重なる場合は、長期休みの前にご返却ください。
- ・新着図書コーナーにある本は、団体貸出を制限することがあります。

貸出期限の延長

借りている図書に予約が入っていない場合は、返却期限日前、1回に限り貸出期間の延長ができます。
延長期間は手続きの日から14日間です。

返却

お近くの図書館へお返し下さい。

返却期限日をお守りください

返却日を1日経過すると・・・貸出資料の延長ができなくなります。

新規の予約、リクエストができなくなります。

返却日を15日経過すると・・・新規の貸出の停止を行います。

※延滞資料の返却後、停止は解除されます。

予約・リクエスト

読みたい本が見つからないときは、予約・リクエストすることができます。

予約・リクエストの本を予約確保の連絡の翌日から一週間以内にお受け取りがない場合は、キャンセル扱いとなり、予約を自動的に解除します。

学校支援セット資料について

学校支援セット資料につきましては、「北見市立図書館学校支援貸出要領」に定めるとおりとなります。

図書館からのお願い

※図書館の資料は大切に扱ってください。

※資料を紛失・破損・汚損された場合は、弁償していただくことがあります。